

令和7年度 市県民税料の申告に必要なもの

【参考例】収入・所得に関するもの

【給与収入がある場合】

- ・令和6年分給与所得の源泉徴収票
- ・源泉徴収票が無い(職場での再発行もできない)場合は、令和6年1月から12月の給与明細など給与収入・支払った社会保険料・源泉徴収された所得税額などが記載されているもの

【公的年金等の収入がある場合】

- ・令和6年分公的年金等の源泉徴収票

【個人年金の受け取りがある場合】

- ・保険会社等から届く支払通知書など、令和6年中の受取額・必要経費・源泉徴収された所得税額などが記載されているもの(紛失している場合は再発行をお願いします。)

【保険の満期や解約による収入がある場合】

- ・保険会社等から届く支払通知書など、令和6年中の受取額・必要経費などが記載されているもの(紛失している場合は再発行をお願いします。)

【営業等の収入がある場合】 ※必ず収支内訳書を作成してからお越しください。

- ・令和6年分収支内訳書(一般用)
- ・令和6年中の売上や必要経費をまとめた帳簿、支払調書及び領収書など
- ・課税対象の補助金などの受け取りがある場合は、決定通知書など金額が分かるもの

【農業の収入がある場合】 ※必ず収支内訳書を作成してからお越しください。

- ・令和6年分収支内訳書(農業所得用)
- ・令和6年中の売上や必要経費をまとめた帳簿及び領収書など
- ・課税対象の補助金などの受け取りがある場合は、決定通知書など金額が分かるもの

【不動産の収入がある場合】 ※必ず収支内訳書を作成してからお越しください。

- ・令和6年分収支内訳書(不動産所得用)
- ・令和6年中の賃貸料などの収入や必要経費をまとめた帳簿及び領収書など
- ・課税対象の補助金などの受け取りがある場合は、決定通知書など金額が分かるもの

【土地・建物の譲渡所得がある場合】

- ・令和6年分譲渡所得の内訳書(分離課税用)
- ・令和6年中に譲渡した土地・建物の購入時と売却時の売買契約書の写し
- ・譲渡費用と取得費用を証明する領収書など
- ・登記事項証明書
- ・特別控除の適用を受ける場合にはその証明書(公共事業による収用など)

【上場株式等に係る譲渡・配当所得がある場合】

◆特定口座(源泉徴収あり)で取引をしている場合

- ・証券会社等が発行する令和6年分特定口座年間取引報告書
- ・令和6年分株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(譲渡所得がある場合)
- ※申告不要を選択する場合は特に必要な書類や手続きはありません。

◆特定口座(源泉徴収なし)で取引をしている場合

- ・証券会社等が発行する令和6年分特定口座年間取引報告書
- ・令和6年分株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(譲渡所得がある場合)

【営業等・農業・不動産の収入がある方は必ず収支内訳書を作成してください】

収支内訳書は市役所税務課及び吉田・三間・津島支所総務税務係の窓口
市HP「各種申請書(市民税・諸税)記事ID:53352」、国税庁HPで取得できます。

令和7年度 市県民税の申告に必要なもの

【参考例】所得控除・税額控除に関するもの

【社会保険料控除がある場合】

- ・令和6年中に支払った国民健康保険料、社会保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの金額がわかる領収書など
- ・国民年金保険料の控除証明書又は領収書

【小規模企業共済等掛金控除がある場合】

- ・令和6年中に支払った小規模企業共済等掛金の証明書

【生命保険料控除がある場合】

- ・保険会社などが発行する令和6年分の生命保険料控除証明書
(紛失している場合は再発行をお願いします。)

【地震保険料控除がある場合】

- ・保険会社などが発行する令和6年分の地震保険料控除証明書
(紛失している場合は再発行をお願いします。)

【障害者控除がある場合】

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

【勤労学生控除がある場合】

- ・特定の学校などに在学していることを証明する在学証明書や学生証など

【配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者がある場合】

- ・配偶者の令和6年中の所得が分かる書類
- ※国外居住の配偶者については、親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

【扶養控除＜16歳未満の年少扶養を含む＞がある場合】

- ・扶養親族の令和6年中の所得が分かる書類

※1.国外居住の扶養親族で30歳未満又は70歳以上(H7.1.2以後又はS30.1.1以前生)の場合には、親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

※2.国外居住の扶養親族で30歳以上70歳未満(S30.1.2～H7.1.1生)の場合は、以下に該当する場合を除き扶養控除の対象とはなりません。該当する場合はそれぞれ下表の書類が必要です。

留学による場合	親族関係書類、送金関係書類、留学ビザ等
障害者の場合	親族関係書類、送金関係書類、障害者手帳等
令和6年中に38万円以上送金をしている場合	親族関係書類、38万円以上送金関係書類

※※送金関係書類は扶養親族ごとに必要となりますのでご注意ください※※

これより上記の控除は、年末調整で申告している場合や、給与・公的年金等から差し引いて支払っている場合で、令和6年分の源泉徴収票に控除内容が記載されている場合には、その源泉徴収票をお持ちください。

【寄附金税額控除がある場合】

- ・令和6年中に支払った寄附金の受領証明書や領収書など

※ふるさと納税でワントップ特例の申請をしている場合でも、申告に含める必要がありますので令和6年中に支払った寄附金の受領証明書や領収書などをお持ちください。

【医療費控除がある場合】※医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の作成が必要です

- ・令和6年分医療費控除の明細書(医療費通知などを利用した場合はその通知書)
- ・高額療養費や医療保険などで補てんされた場合は、その金額がわかるもの

医療費控除の明細書は市役所税務課及び吉田・三間・津島支所総務税務係の窓口
市HP「各種申請書(市民税・諸税)記事ID:53352」、国税庁HPで取得できます。